

# 山口県報

令和4年  
6月7日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課).....
- 公告  
国土調査の成果の認証(政策企画課).....
- 公共測量の実施の終了(二件)(監理課).....
- 契約の締結(会計課).....



### 山口県告示第百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、錦川総合開発事業二号林道付替道路三号橋(仮称)架設工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和四年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 錦川総合開発事業二号林道付替道路三号橋(仮称)架設工事(上部工)
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬字森ヶ谷から同市錦町広瀬字大浴までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
P C二径間連続ポストテンション合成桁形式橋りょう	七〇・五メートル	五・二メートル (車道四・〇メートル)

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和四年六月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)のプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例

第三十二号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和四年六月二十八日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和四年七月二十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七―七二―三七四四)にすること。



(二〇五) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和四年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山口市	令和二年五月二十六日から 令和三年八月十六日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	秋穂二島及び宮野上の各一部
〃	令和二年五月二十六日から 令和三年八月二十三日まで	〃	阿東生雲西分の一部
〃	令和二年五月二十六日から 令和三年八月三十一日まで	〃	小郡下郷及び小郡山手上町の各一部

二 認証年月日

令和四年六月七日

(二〇六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和三年八月二十四日から令和四年三月二十五日まで

(二〇七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

長門市

三 作業の期間

令和三年十月二十五日から令和四年四月二十六日まで

(二〇八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
財務会計システム電子収納及び適格請求書保存方式対応改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和四年五月十八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額  
六千四百八十九万八千二百円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政

令和四年六月七日印刷

発行人所

山口県知事